

改正後	現 行
<p><u>イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合</u></p> <p><u>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合</u></p> <p><u>エ 死亡退所の場合</u></p> <p><u>（三） 保育・教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p> <p><u>（四） 移行支援の内容は、次のようなものであること。</u></p> <p><u>ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価</u></p> <p><u>イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価</u></p> <p><u>ウ 具体的な移行先との調整</u></p> <p><u>エ 家族への情報提供や移行先の見学調整</u></p> <p><u>オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達</u></p> <p><u>カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達</u></p> <p><u>キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整</u></p> <p><u>ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力</u></p> <p><u>ケ 相談支援等による移行先への支援</u></p> <p><u>コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流</u></p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費</p> <p>① 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の</p>	<p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成29年3月28日付け障障発 0328 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い 通所報酬告示第2の1の注4の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(1)の②を準用する。</p> <p>② 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の</p>

改正後	現 行
<p>⑤を準用する。</p> <p>② 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導(二)において「特別支援」という。)について算定すること。 (二) 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>⑧の2 (略)</p>	<p>⑤を準用する。</p> <p>②の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。</p> <p>③ 訪問支援特別加算の取扱い 通所報酬告示第2の3の訪問支援特別加算については、2の(1)の⑥を準用する。</p> <p>④ 食事提供加算の取扱い 通所報酬告示第2の4の食事提供加算については、2の(1)の⑦を準用する。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第2の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第2の6の福祉専門職員配置等加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑦ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第2の7の欠席時対応加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑧ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導(以下「特別支援」という。)について算定すること。 (二) 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>⑧の2 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の2の送迎加算については、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定</p>

改正後	現 行
<p>⑧の3 保育職員加配加算</p> <p><u>通所報酬告示第2の8の3の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第2の8の3の注2については、指定医療型児童発達支援事業所のうち定員21人以上の事業所において、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を2人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について（一）に加えて加算するものであること。</u></p>	<p>発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第2の1の口により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>(二) 送迎については、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>⑧の3 保育職員加配加算</p> <p><u>通所報酬告示第2の8の3の保育職員加配加算は、指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た定員21人以上の事業所について加算するものであること。</u></p>

改正後	現 行
<p>⑨ (略)</p> <p>⑨の2 (略)</p> <p>⑨の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い  <u>通所報酬告示第2の9の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分  放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)又はロ(1)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ <u>次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</u></p> <p><u>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの(以下「指標該当児」という。)の占める割合が50%</u></p>	<p>⑨ 延長支援加算の取扱い  通所報酬告示第2の9の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。</p> <p>⑨の2 関係機関連携加算の取扱い  通所報酬告示第2の9の2の関係機関連携加算については、2の(1)の⑮の2を準用する。</p> <p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い  通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分  放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ <u>指定放課後等デイサービスの単位であって、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者又は機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 障害児の数が10人以下の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人以上。</u></p> <p><u>(ii) 障害児の数が11人以上の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。</u></p>